

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険特別会計は、例年6月の議会に補正予算を提出しています。これは、5月になると前年度の決算見込額が明らかになることから、その額をもとに、改めて当該年度の予算額を算定するためです。

国民健康保険は、被保険者の方々の医療費を支払うため、被保険者に納めていただく国民健康保険税と国・県等の公費負担などの収入により運営されています。

市町村の保険給付に必要な費用は、県からの交付金によって賄われ、市町村は、県に対して国保事業費納付金を納付しています。(一本松市の状況は【表①】の予算とおりに)

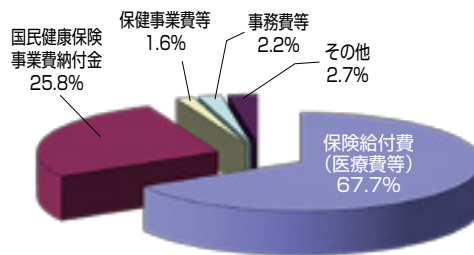
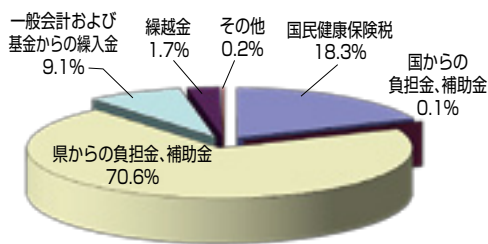
このため、国民健康保険の税率は、県への納付金の額から国・県等の公費負担などの収入を差し引いた分を賄えるように決定することになります。

令和2年度の税率【表②】を改めるに当たっては、令和元年度からの繰越金全額を充当

したほか、基金から2千万円を繰り入れることにより、税負担の軽減を図りました。

【表①】国民健康保険特別会計 令和2年度予算(本算定)決定 総額52億5,835万円

歳入 歳入予算総額に占める国民健康保険税の割合は18%で、予算額は9億6,005万6千円。
歳出 歳出総額に占める保険給付費(医療費等)の予算額は35億5,897万3千円で、全体の68%。



【表②】令和2年度 国民健康保険税の税率等

	①医療分 (基礎課税分)	②後期高齢者 支援金分	③介護 納付金分
所得割額	6.95% (+0.68%)	2.95% (+0.16%)	2.97% (+0.74%)
一人当たりの均等割額	22,800円 (+200円)	9,400円 (▲400円)	11,100円 (+1,300円)
世帯当たりの平等割額	16,600円 (+200円)	6,700円 (▲400円)	5,600円 (+600円)
世帯当たりの課税限度額	630,000円 (+20,000円)	190,000円 (±0円)	170,000円 (+10,000円)

令和2年度から、条例が改正されました。子育て世帯の負担を軽くするために、基金からの繰り入れを財源として、子ども(18歳に達する年度まで)の均等割額を全額減免しています！申請は必要ありません。

また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡充します。(【表③】のとおり)

※()内の数値は、前年度と比較した場合の増減値。

年齢ごとの納付内訳

国民健康保険税は、加入者の年齢によって納める内容が異なります(上の表の①~③で表記すると次のとおり)。

40歳未満…①+②

40~64歳…①+②+③

65~74歳…①+②※介護納付金分は別に納付



【表③】低所得者の軽減措置

		軽減対象として判定される世帯の所得額
7割軽減対象世帯(変りなし)		330,000円以下
5割軽減対象世帯	変更前	330,000円+280,000円×(A+B)
	変更後	330,000円+285,000円×(A+B)
2割軽減対象世帯	変更前	330,000円+510,000円×(A+B)
	変更後	330,000円+520,000円×(A+B)

※A=被保険者数 B=特定同一世帯所属者数

※「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

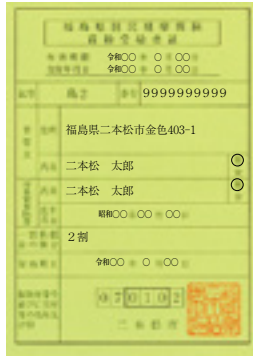
令和元年度の歳入歳出差引額は、約9千万円の黒字となりましたが、医療の高度化や加入者の高齢化により医療費が増加傾向にあるため、国民健康保険の運営は、決して余裕のある状況ではありません。

今後、医療費の適正化、保健事業の推進等の取り組みを行うことにより、医療費の増加を抑制しながら、安定した国民健康保険の運営に努めます。

国民健康保険高齢受給者証の更新について

70歳から74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

8月1日以降に医療機関を受診する場合には、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒にご提示ください。



限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証の更新日は毎年8月1日となっています。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、まだ更新の手続きを済まされていない方は、現在手元にある限度額適用認定証、国民健康保険被保険者証、認め印をお持ちの上、交付申請をしてください。

まだ限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後高額な医療費が見込まれる方は、

限度額適用認定証を提示することで、医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、必要な場合は、限度額適用認定証の交付申請をしてください。

国民健康保険健康マイレージ事業

国民健康保険健康マイレージ事業は、60日間の自主的な健康づくりの実践と特定健康診査の受診に対してポイントを付与し、チャレンジ目標を達成した方へ市から記念品(健康グッズ)を呈するものです。

被保険者の皆さんが健康であることは、医療費支出額や国民健康保険税の負担の軽減にもつながります。ぜひ、この機会に、自主的な健康づくりに取り組んでみませんか。なお、記念品の進呈は、期間内に1回のみです。

チャレンジ期間

令和3年2月28日(日)まで

対象者

40歳～74歳までの二本松市の国民健康保険被保険者の皆さん

記念品

血圧計、体重体組成計、塩分計、活動量計、水筒、Tシャツ・タオルのセット等

参加方法

国保特定健康診査の受診録・受診券に同封の二本松市国民健康保険健康マイレージ・チャレンジシートに、チャレンジの実践日を記録し、特定健康診査を受診してください。なお、詳細はチャレンジシートをご覧ください。

◎問い合わせ先

資格、給付

国保年金課国保年金係

☎(55)51106

Fax(22)1547

課税額など

税務課市民税係

☎(55)5085

Fax(22)0790

納税など

税務課収納係

☎(55)5087

Fax(22)0790

市民が主役。

「歴史まちづくり」
より魅力あるまちへ



二本松市長
三保 恵一

国史跡二本松城跡は、日本百名城の一つであり、歴史・文化の風薫る二本松のシンボルであり、市民の誇りであります。城内三ノ丸には、かつて「三ノ丸御殿」があり、幕末まで政務が執り行われておりましたが、慶応4年戊辰戦争二本松の戦いで落城焼失しました。

その後、市では昭和57年に箕輪門の復元、平成5年には二本松城石垣修築を進めるなど、これまで30次にわたって発掘調査を行ってきました。現在は三ノ丸御殿の復元に向けて資料の調査を進めるとともに多角的検証も行いながら実現に向けて取り組んでおります。

このような中、今年4月17日、文化庁において『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』が決定され、その中で「歴史的建造物の復元的整備(※)」の定義により、二本松城三ノ丸御殿の復元は大きく前進いたしました。

先般開催しました二本松市総合教育会議では、教育委員の皆様から、「三ノ丸御殿の復元は教育面でも意義がある。歴史的建造物があることは観光、子どもたちの誇り。ぜひ、復元を進めて頂きたい。」等のご意見をいただきました。

二本松城は本市の歴史・文化・伝統を継承する「象徴」であり、全国へ情報発信する「源」。その復元は文化遺産の価値を育むとともに、永く後世に引き継ぐべき新たな文化資産の創造を図るものであり、二本松市の豊かな文化とその遺産を世界に広め、ひいては都市の品格を高めるものであります。

「地方創生」が叫ばれる今、地域にある歴史や自然、そこから生まれる風土や文化、引き継がれる伝統を皆で再認識し磨き上げることは、日本の長い歴史軸のなかで令和という時代の「新しい文化」であると思えます。

わが先哲が築きあげた光輝ある歴史的遺産を受け継ぎ未来へつなげる。二本松のシンボルであり誇りでもある二本松城三ノ丸御殿の復元は、二本松のオンリーワンの資源や宝として永遠に不滅の光彩を放つことでありましょう。

市民の皆様の期待に応えられるよう、一步一步着実な取り組みを進めてまいります。

※「復元的整備」：往事の歴史的建造物の規模、材料、内部外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合には、多角的な検証によって再現し、史跡全体の保存活用を推進する行為